

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	美容師の試験事務	担当部局・担当課室	医薬・生活衛生局生活衛生課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	美容師法（昭和32年法律第163号）第4条の2	類型	試験（資格付与）
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨</p> <p>昭和58年3月、臨時行政調査会より、理容師、美容師の試験事務を民間団体に移譲すべきであるとの答申がなされた。また、昭和60年7月、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律（昭和60年法律第90号）により、理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法の一部改正が行われ、理容師、美容師の試験実施に関する都道府県知事の事務を厚生大臣（当時）の指定する公益法人に行わせることができるとされた。</p> <p>平成7年に理容師法、美容師法が改正され、これまで都道府県知事が行っていた試験事務と登録事務の実施者が厚生大臣（当時）となり、平成10年から施行された。</p> <p>平成12年に試験事務と登録事務を一体として行うために財団法人理容師美容師試験研修センター（現：公益財団法人理容師美容師試験研修センター）を指定した。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者であって、都道府県知事の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものを対象に、美容師として必要な知識及び技能について行う試験の実施に関する事務。</p>		
事務・事業の目的	<p>美容については、人の皮膚及び髪の毛等にハサミ等の器具や化粧品等の薬剤を使用して行う施術であり、一定の公衆衛生の知識及び施術に係る技能が求められることから、美容を業として行うに当たって必要な知識及び技能を有するか否かを確認する。</p>		
関連する政策目標等	-		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録等の基準に	特になし		

対するよくある問合せと回答	
料金等・積算根拠	別紙のとおり
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度） 受験者数 23,893名</p> <p>○事業収入（令和3年度） 受験手数料収入 567,863千円</p>
国からの補助金等	なし
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>○組織の改廃 平成20年度以降、順次、組織の改廃を行い、47あった地方事務所を7事務所に集約し、職員を73名削減した。 また、本部事務所の移転も行い、管理費の削減を図った。</p> <p>○試験会場の見直し 実技試験会場の集約化や休廃止を行うとともに会場借料の見直しを行った。</p> <p>○審査体制の見直し 国家試験での実技試験委員を削減し、審査体制の見直しを行った。</p> <p>○ホームページの改修 時代のニーズに合わせ、ホームページを携帯端末対応のため大幅な改修を行い、受益者の利便性が向上した。</p>
事務・事業の必要性・有効性等	<p>美容師法では、美容の定義について「パーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること」とし、これを業として行える者を美容師に限定している。</p> <p>美容師免許は、都道府県知事が指定する養成施設において、美容を業として行うに際して必要な保健・衛生の知識、法令の内容、美容において使用する器具の取扱い方法及び美容の専門技術等を修得し、養成施設を卒業後に美容師国家試験に合格した者に与えられるものであり、全国水準の知識・技能が求められることから事業を行う必要がある。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性 行政事務の簡素合理化の観点から、厚生労働大臣が自ら実施することは行政事務の肥大化を招き問題があるため、外部の公益性・技術的基礎・経理的基礎を有する</p>

	<p>公益社団法人又は公益財団法人において事業を行う必要がある。なお、指定法人は、不特定多数の者の利益の実現を目的とする公益性や、法人関係者に利益を分配したり、財産を還元することを目的としない非営利性を満たしている必要がある。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>当該試験事務は、試験内容の特殊性を踏まえつつ、試験の公平性を担保する観点から、一に限って試験事務を行う法人を指定する必要がある。専門の委員からなる科目別の試験部会を有し、全国7事務所で公平・公正・円滑に実施できる体制を有する公益財団法人理容師美容師試験研修センターが、当該試験事務の実施主体として適格である。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>指定法人との常時の調整や聞き取りから、本事務・事業については適切かつ効率的に実施されていると判断される。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>評価結果の総括 (現状分析 (事務・事業の評価) と今後の方向性)</p>	<p>厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書(平成22年12月27日)を踏まえ、「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において、指定制度の在り方等について検討を行った。</p> <p>検討の結果、現行制度の下で継続して実施し、情報公開と説明責任を果たすこととし、問題の発生があれば、生活衛生関係営業等衛生問題検討会で報告することとなっている。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 1 法人

・公益財団法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先 (TEL)	料金等・積算根拠
公益財団法人 (1 法人)			
公益財団法人理容師美容師試験研修センター	平成 12 年 4 月	03-5579-0211	<p>【美容師国家試験受験手数料 (筆記試験)】人件費 (7,630 円) + 物件費 (4,870 円) = 12,500 円</p> <p>【美容師国家試験受験手数料 (実技試験)】人件費 (7,630 円) + 物件費 (4,870 円) = 12,500 円</p> <p>【美容師国家試験合格証明書】人件費 (300 円) + 物件費 (850 円) = 1,150 円</p>